

川崎市交通局規程第12号

川崎市交通局会計年度任用職員の給与等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月31日

川崎市交通事業管理者

交通局長 水澤 邦紀

川崎市交通局会計年度任用職員の給与等に関する規程の一部を改正する規程

川崎市交通局会計年度任用職員の給与等に関する規程（令和2年交通局規程第15号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項第1号中「2,500円」を「6,818円」に改め、同項第2号中「会計年度任用職員の」を「自動車等の使用距離の」に改め、同号ア中「自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である会計年度任用職員」を「片道5キロメートル未満」に改め、同号イからシまでの規定中「使用距離が」及び「である会計年度任用職員」を削り、同号ス中「使用距離が片道60キロメートル以上である会計年度任用職員」を「片道60キロメートル以上65キロメートル未満」に改め、同号に次のように加える。

セ	片道65キロメートル以上70キロメートル未満	1,918円
ソ	片道70キロメートル以上75キロメートル未満	2,077円
タ	片道75キロメートル以上80キロメートル未満	2,236円
チ	片道80キロメートル以上85キロメートル未満	2,395円
ツ	片道85キロメートル以上90キロメートル未満	2,554円
テ	片道90キロメートル以上95キロメートル未満	2,709円

ト 片道95キロメートル以上100キロメートル未満 2,863円

ナ 片道100キロメートル以上 3,018円

第6条第3項第3号ア中「2,500円」を「6,818円」に改める。

第8条第3項中「、9、14及び16」を削る。

第16条の2第1項第1号中「100分の113.5」を「100分の112.25」に、「100分の121」を「100分の119.75」に改め、同項第2号中「100分の106」を「100分の104.75」に改め、同項第3号中「100分の100」を「100分の98.75」に改める。

第28条中「昭和33年交通部規程第4号」を「令和8年交通局規程第14号」に改める。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。